

会議の開催について（お知らせ）

1 会議の名称：第171回千葉市情報公開審査会

2 議題

（1）諮問事項の審議

ア 諮問第68号

株式会社千葉ロッテマリーンズから市に送付された千葉市千葉マリスタジアム指定管理者文書管理規程に係る不開示決定について

イ 諮問第66号

株式会社千葉ロッテマリーンズが作成した千葉マリスタジアム文書管理規程について、千葉市が確認したことが分かる文書に係る不開示決定について

ウ 諮問第72号

千葉市東部市税事務所で令和2年度から令和4年度にかけて納税（付）義務者に対し市税等の執行停止処分を行い、その執行停止処分が取り消されていない案件について、執行停止処分を行った後に、執行停止期別について連帯納税（付）義務者に送付・通知した文書に係る不開示決定について

エ 諮問第73号

特定の土地の画地認定の根拠となる資料に係る不開示決定について

オ 諮問第69号

生活保護を受給しており、かつ、居住用家屋以外の家屋保有を認められている者のケース記録等に係る不開示決定について

カ 諮問第71号

市税等滞納者にかかる滞納処分執行停止のため作成した文書に係る不開示決定について

キ 諮問第67号

病院において医師の指示で縫合手術を行っていたこと及びその虚偽説明が行われていたことに関する文書に係る部分開示決定について

（2）その他

3 開催日時：令和6年5月17日（金） 13:00 ～
（審査請求人の意見陳述は、13:10頃から行う予定です。）

4 開催場所：千葉市役所新庁舎高層棟5階 L会議室501
（中央区千葉港1番1号）

5 傍聴者等の定員：5人

6 傍聴者の決定方法： 当日先着順
 事前に（ 抽選 ・ 先着順）

7 会議の一部を非公開とする理由

議題アの「審査請求人の意見陳述」を除く、全ての議題については、千葉市情報公開条例第7条第2号、第5号及び第6号に該当する情報（不開示情報）を含んでいるため非公開とします。（※審査請求人の意見陳述のみ公開となります。）

8 問い合わせ先：総務局総務部政策法務課市政情報室
電話 043-245-5717 （内線 4030）

9 注意事項：

- （1）傍聴等の受付は、12時45分から会議の開催場所等の前で行います。
- （2）会議の開催場所等において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- （3）その他会議の支障となる行為はしないでください。
- （4）会議当日、傍聴等要領を配布します。傍聴等要領の記載事項に違反したときは、退場していただきます。